

『長久手市の重層的支援体制整備事業について』

令和3年7月 長久手市地域共生推進課

1

長久手市の概要



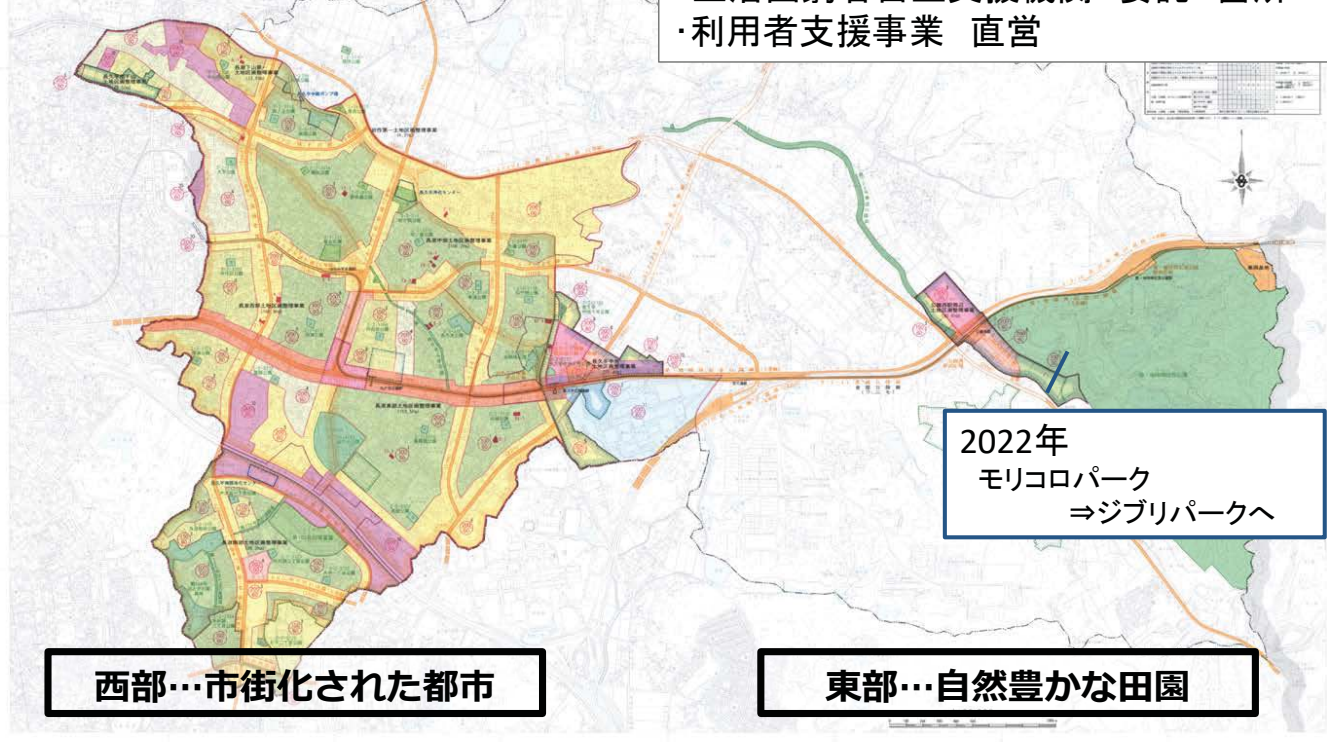
長久手市の概要

名古屋都市計画区域 長久手市都市計画図

長久手市都市計画図

- ・公立小学校数 6校、公立中学校数 3校
- ・地域包括支援センター 委託2箇所
- ・基幹相談支援センター 委託1箇所
- ・生活困窮者自立支援機関 委託1箇所
- ・利用者支援事業 直営

市庁舎	長久手市庁舎	第 46 号	平成25年12月15日
市立図書館	長久手市立図書館	第 50 号	平成27年10月15日
市立公民館	長久手市立公民館	第 51 号	平成27年10月15日
市立児童館	長久手市立児童館	第 52 号	平成27年10月15日
市立青少年センター	長久手市立青少年センター	第 53 号	平成27年10月15日
市立生涯学習センター	長久手市立生涯学習センター	第 54 号	平成27年10月15日
市立高齢者センター	長久手市立高齢者センター	第 55 号	平成27年10月15日
市立障害者センター	長久手市立障害者センター	第 56 号	平成27年10月15日
市立子育て支援センター	長久手市立子育て支援センター	第 57 号	平成27年10月15日
市立高齢者福祉センター	長久手市立高齢者福祉センター	第 58 号	平成27年10月15日
市立障害者福祉センター	長久手市立障害者福祉センター	第 59 号	平成27年10月15日
市立子育て支援センター	長久手市立子育て支援センター	第 60 号	平成27年10月15日



西部…市街化された都市

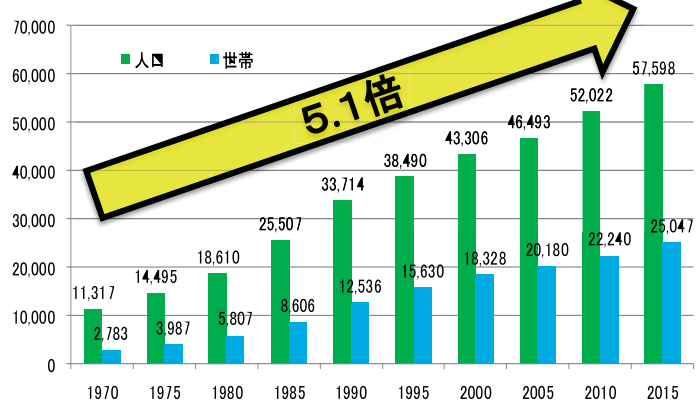
東部…自然豊かな田園

長久手市の概要

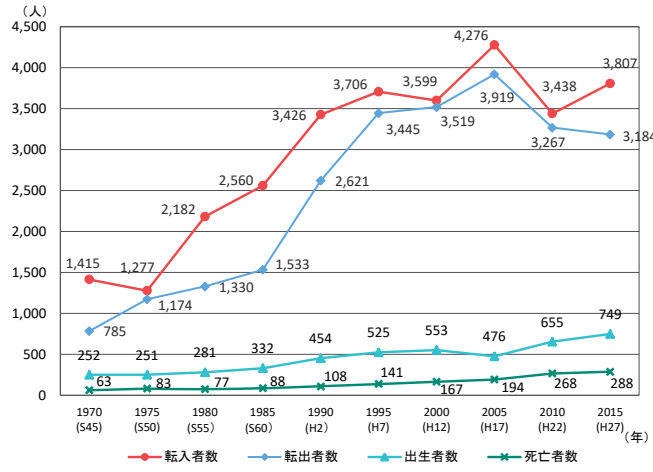
人口 60,077人
世帯数 24,636世帯
(2020. 11. 1現在)

増加率
県内1位!
全国6位!

市人口・世帯数の推移



出典：国勢調査

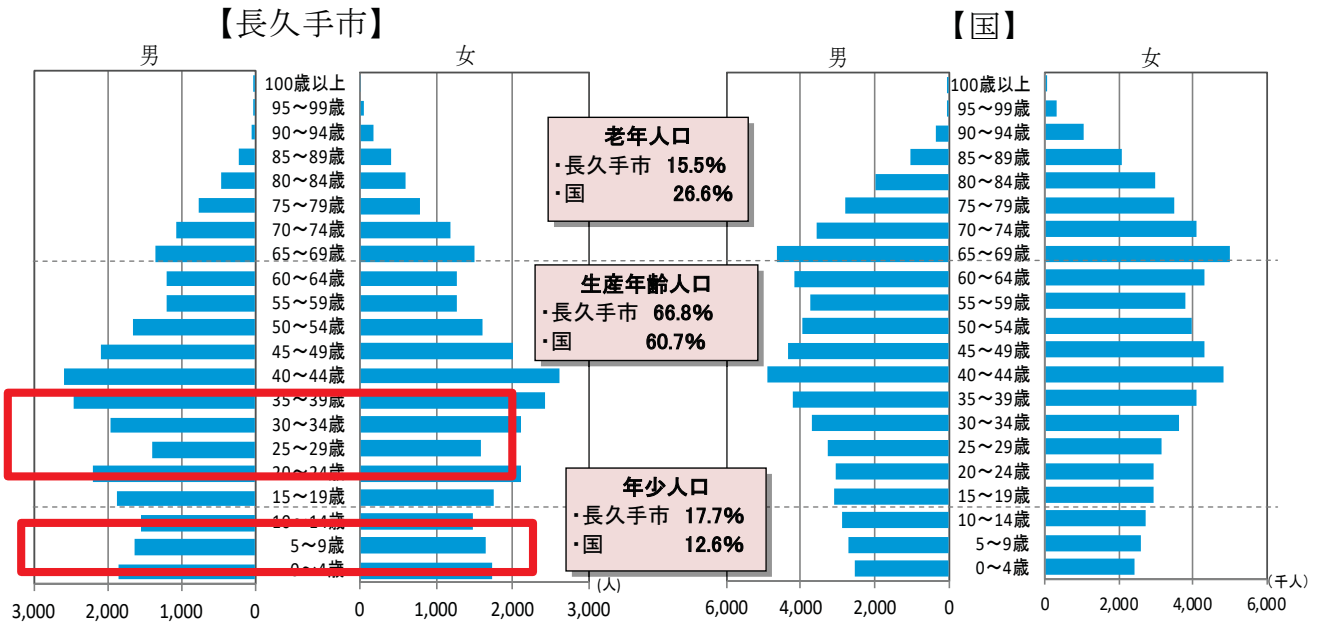


転入者数、転出者数の推移 (1970-2010)
出生者数、死亡者数の推移 (1970-2010)

- 転入者数が転出者数を常に上回っている (継続的な社会増)
- 出生者数が死亡者数を常に上回っている (継続的な自然増)

図4 自然増減と社会増減

長久手市の概要



資料：国勢調査（H27）

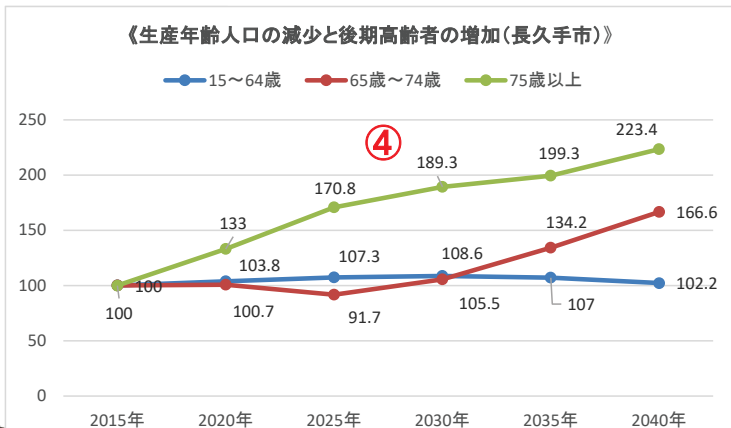
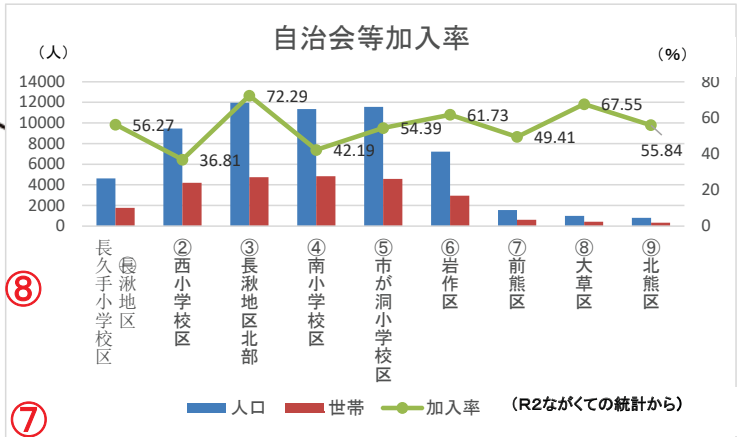
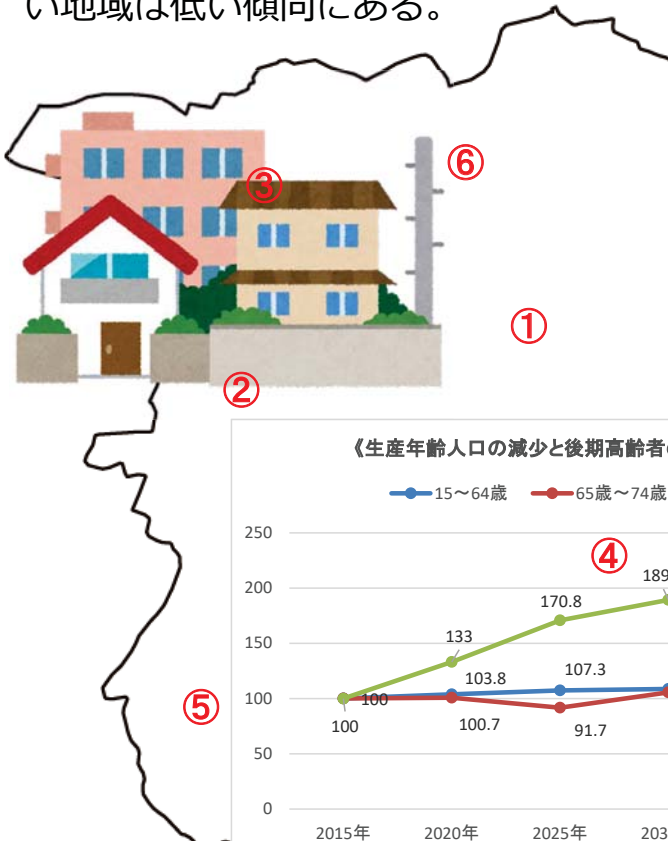
図1 長久手市と国の人口ピラミッド（平成27年）

市平均年齢 38.6歳

※参考 令和2年11月1日現在の指標
平均年齢 40.2歳 ， 高齢化率 16.6%

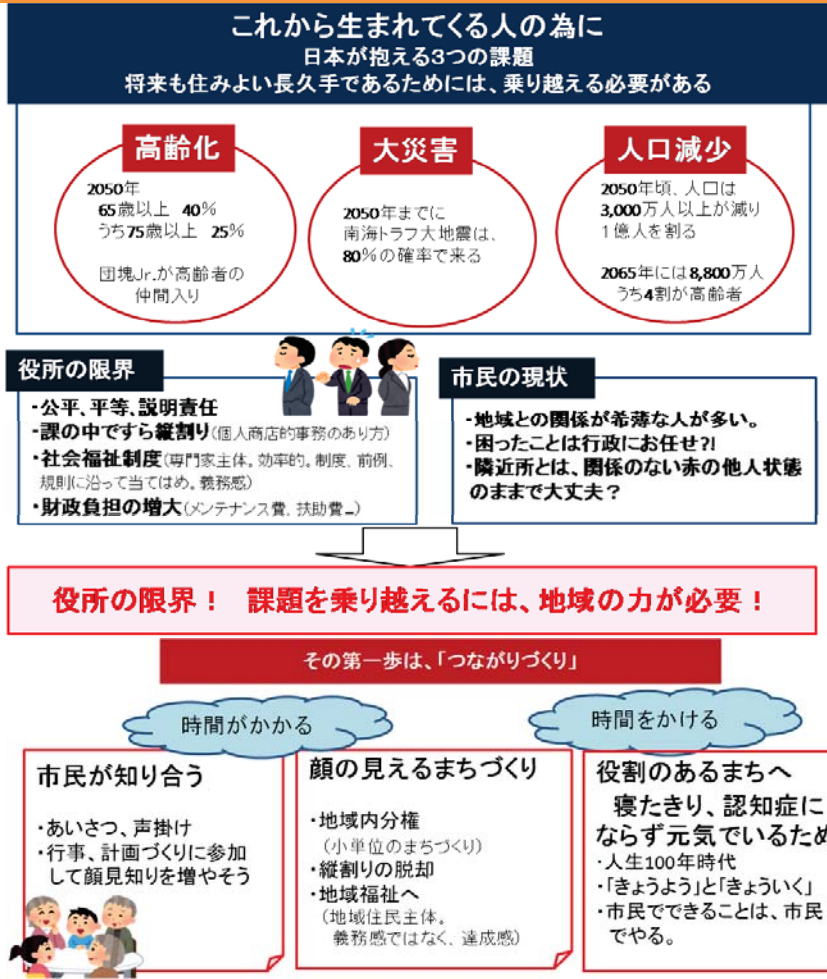
長久手市の概要

◎ 自治会等の加入率は、転入者の多い地域は低い傾向にある。



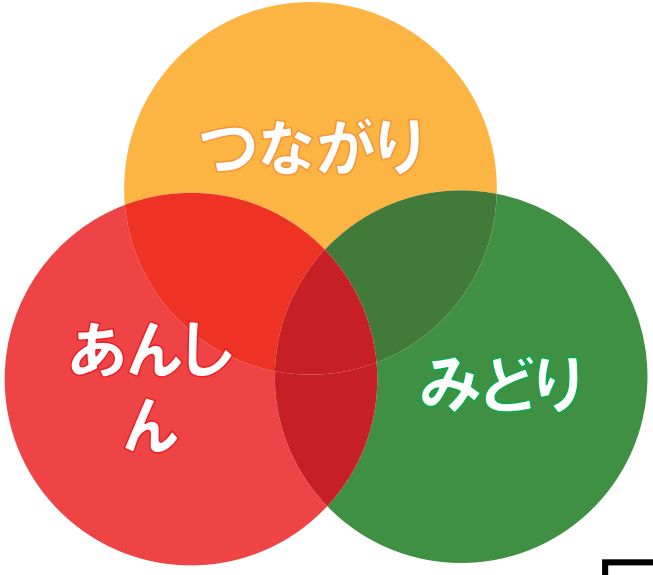
◎ 近年、開発が進み人口が急増

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(2013(平成25)年3月推計)」より



「一人ひとりに役割と居場所があるまち」を実現するための手段

～3つの基本理念(フラッグ)～

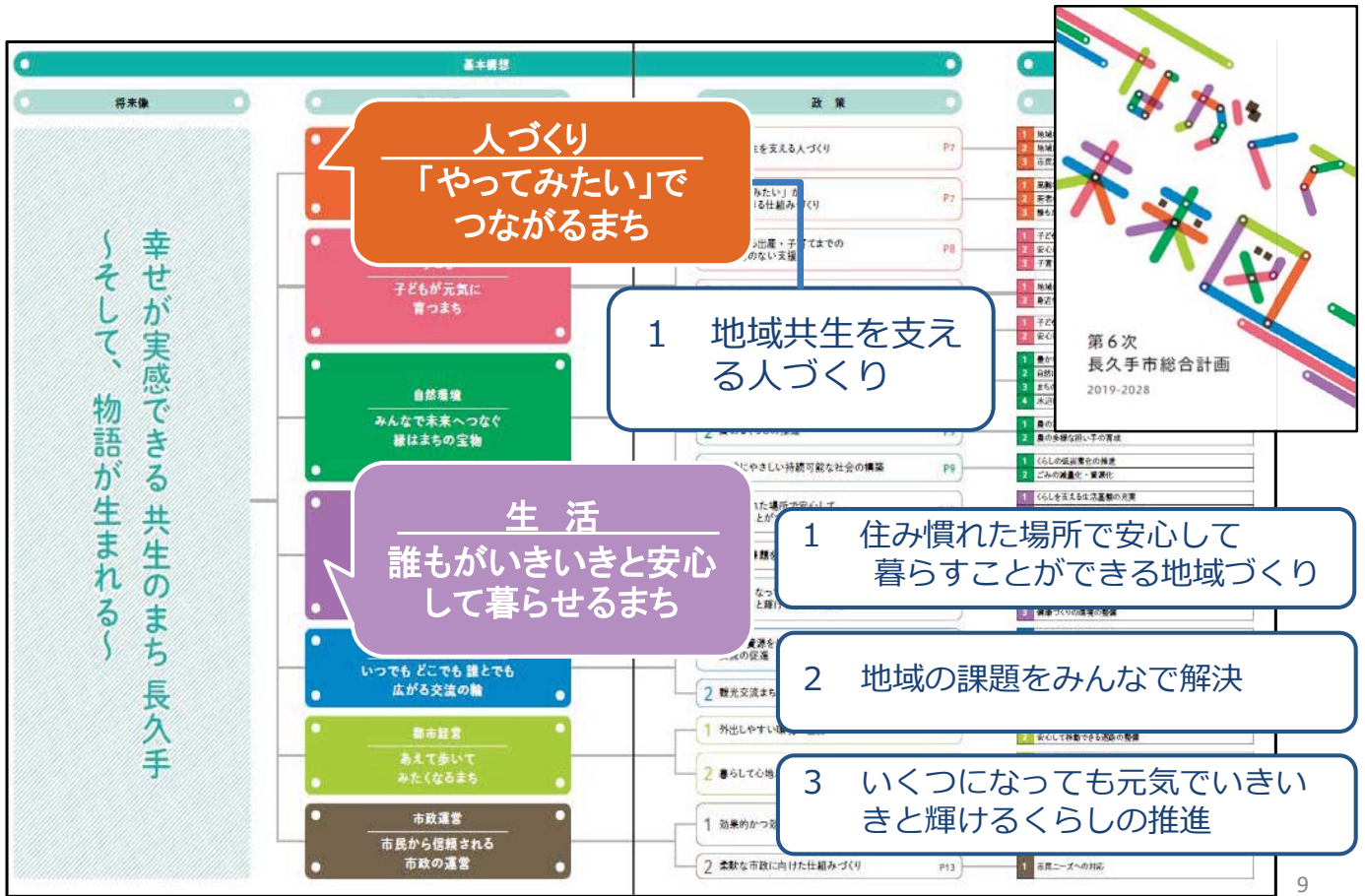


- 「つながり」を大切にすると、多様な人が**“活”**きる
地域の「つながり」を大切にし、みんなが活躍できる「一人ひとりに役割と居場所があるまち」を目指す
- 「あんしん」を大切にすると、多様な人が**“生”**きる
地域で「あんしん」を育み、「助けがなかったら生きていけない人は全力で守る」まちを目指す
- 「みどり」を大切にすると、多様性が**“育”**きる

「みどり」を大切にし、「ふるさと(生命ある空間)の風景を子どもたちに」

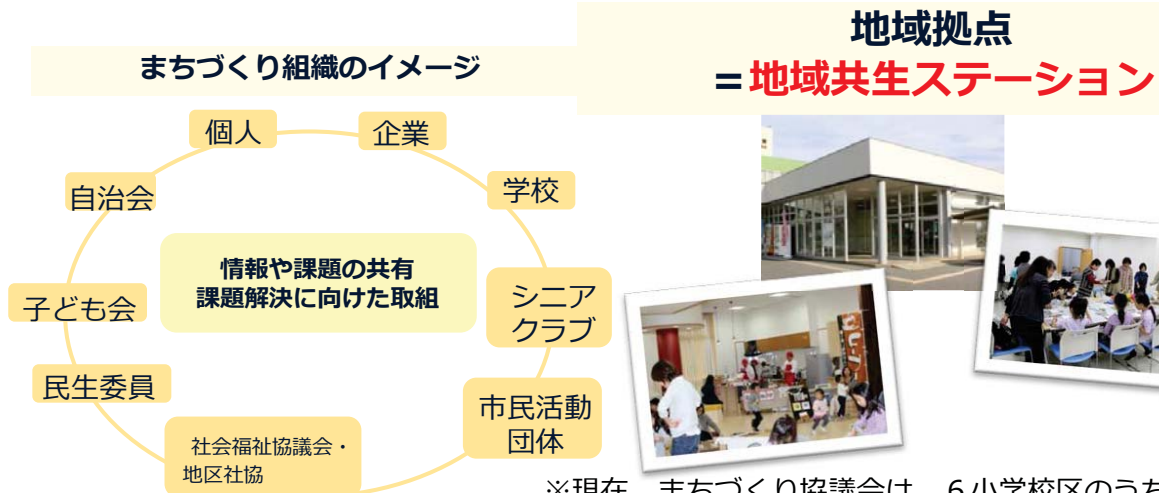
市民の力が必要

長久手市が**目指す10年後の姿**や**それを実現するための取組**を示したまちづくりの指針となる計画

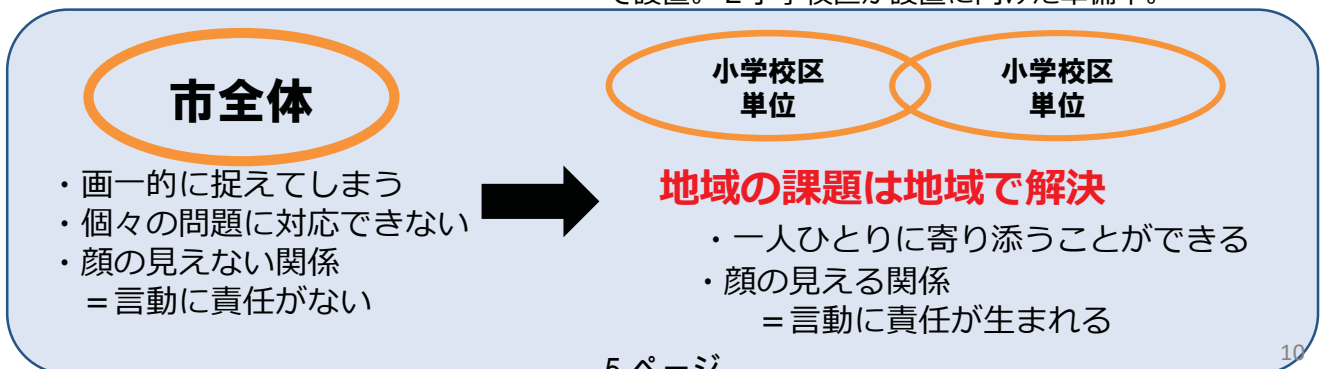


課題への対応～市民主体のまちづくり～

▶ 小学校区単位のまちづくり組織・地域拠点づくり



※現在、まちづくり協議会は、6小学校区のうち、2小学校区で設置。2小学校区が設置に向けた準備中。

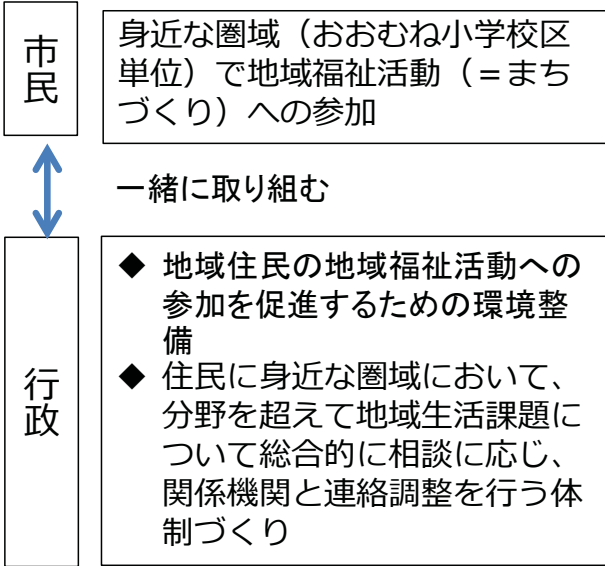


市民主体のまちづくり 「地域の困りごとは、地域で解決する」

● 改正社会福祉法（平成30年4月施行）

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

理念を実現するためのそれぞれの役割



「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

平成29年12月～厚労省モデル事業開始

● 地域力強化推進事業

- ・ 市民が地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・ C S Wによる市民の地域福祉活動への支援

● 多機関協働相談支援包括化推進事業

- ・ 【悩みごと相談室】をコントロールタワーとして、複雑化、複合化した課題に適切に対応するために総合的な相談支援体制づくり

11

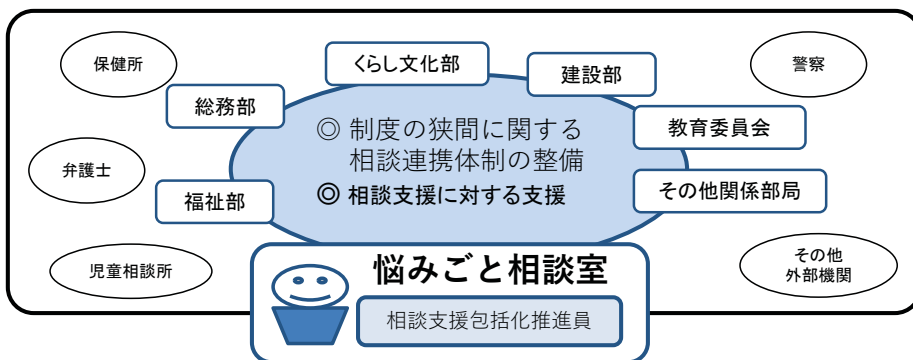
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（H29.12～ 厚労省モデル事業）

所管：悩みごと相談室

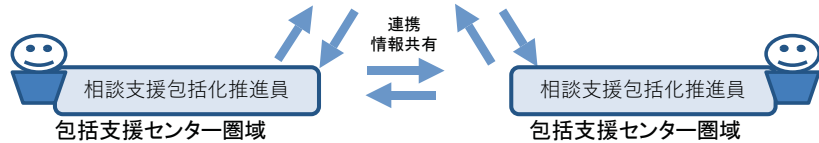
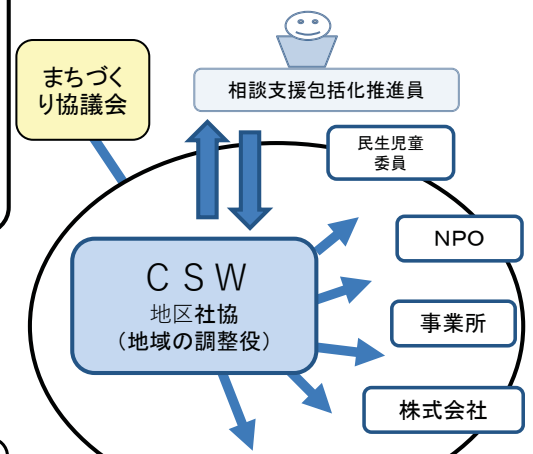
所管：福祉施策課

多機関協働相談支援包括化推進事業

地域力強化推進事業



- ◎ 小学校区の身近な圏域で、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決へ
- ◎ 地域生活課題を丸ごと受け止めて、支援へ



相談支援包括化推進員の仕事

- 担当圏域内の事業所などに寄せられた相談ごとのうち、世帯が抱える課題（複合的課題）等を、適切な相談機関へ振り分け、進行管理を実施
- また、地域での助けが必要な場合などは、まちづくり協議会やC S W（地区社協）などの地域の調整役に対応を依頼
- 各種相談機関・事業所など、多機関が参加し連携できる相談体制の構築
- 課題解決のために不足する新たなサービスの創出 など

地域の生活課題を地域で解決できる住民の力（地域の資源）

- 地域サロン
- 地域福祉学習会
- 見守りサポーター
- ボランティアサークル
- 支え合いマップ
- 生活支援サポーター など

【長小校区・東小校区・北小校区】

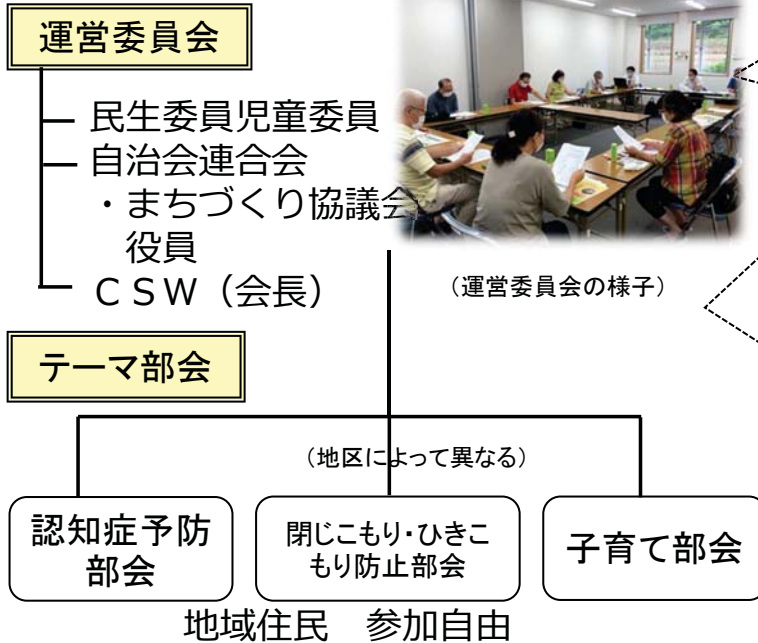
【南小校区・市小校区・西小校区】

課題への対応 【地域力強化推進事業（社会福祉協議会の取組）】

事業内容

- ▶ 小学校区単位で地区社協を設置。CSWを中心に、地域の問題、特に福祉に係る課題解決に向けて、その道筋を立てるための話し合いや学習会の実施。
- ▶ 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める場づくり。

地区社協の「構成」



◎月1回定例会開催

地域の困り事の情報共有・意見交換、部会運営についての話し合い

◎福祉のなんでも相談

CSWを中心に、地域の困り事を受け止める。

◎地域福祉学習会

介護や障がいなど、福祉に関する学習会を通じ、地域の困り事への関心を高める。

◎部会活動

困り事の発見、支え合う地域交流のため「居場所づくり」など

13

課題への対応 【地域力強化推進事業（社会福祉協議会の取組）】

地区社協・CSWの取組

【困っている人を早期発見し、みんなで支える仕組みを作る】

○地域福祉学習会

《全地区で実施》

福祉課題のある方が、地域の中で孤立しないよう、身近な問題として理解を得るよう働きかけを行う。

計48回実施



○アウトリーチ

地域の中で困っている人を早期に発見する。

※各地区300世帯目標

○ご近所パートナー訪問事業



定期的な見守りが必要な人に対し、地域のボランティアである「ご近所パートナー」が訪問による見守りを行う。

○見守りサポーター養成事業

日頃からあいさつ・声かけを行いながら、困っている人などを早期に発見し、CSWにつなぐなど、気づきの目を養成する。

○部会活動

《全地区で実施》

活動を通じて、地域の困りごとを発見。課題解決に向けた事業を展開

⇒ 『もりもり元気食堂』
『北っこひろば』
『子ども広場』 など



地域のボランティアとともに子どもや高齢者などの居場所づくり

○サロン活動の支援

地域住民が主体的に運営されているサロンに対して助成金を交付し、自主運営の支援や、つながりづくりを支援

市内45カ所

⇒ サロンへの定期訪問
住民の自主活動、住民と専門職が話し合える場づくり



課題への対応 【地域力強化推進事業】～福祉のなんでも相談（社協CSW）～

1 相談件数(CSW対応)

(1) 相談件数(H31.4～R2.3)

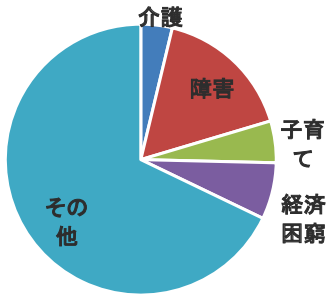
単位: 件

地区	西小	北小	市が洞小	南小	東小	計
件数	1,142	1,126	468	544	303	3,280

○ 地区によって相談件数にバラつきがある。
⇒ CSWの認知度に差がある



(2) 相談内容



【その他の内容】

- ◆ 近隣住民とのトラブル
- ◆ 家族に関する悩み
- ◆ 住まい（ゴミ屋敷など）
- ◆ 仕事に関すること
- ◆ 引きこもり・不登校

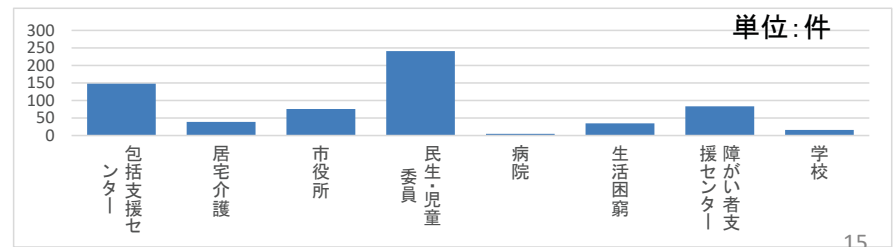


⇒ 制度の狭間の課題に対応



(3) 関係機関との連携

地域の課題を、主にCSWと民生委員・児童委員などが受け止め、必要に応じ関係機関等へつなぐ

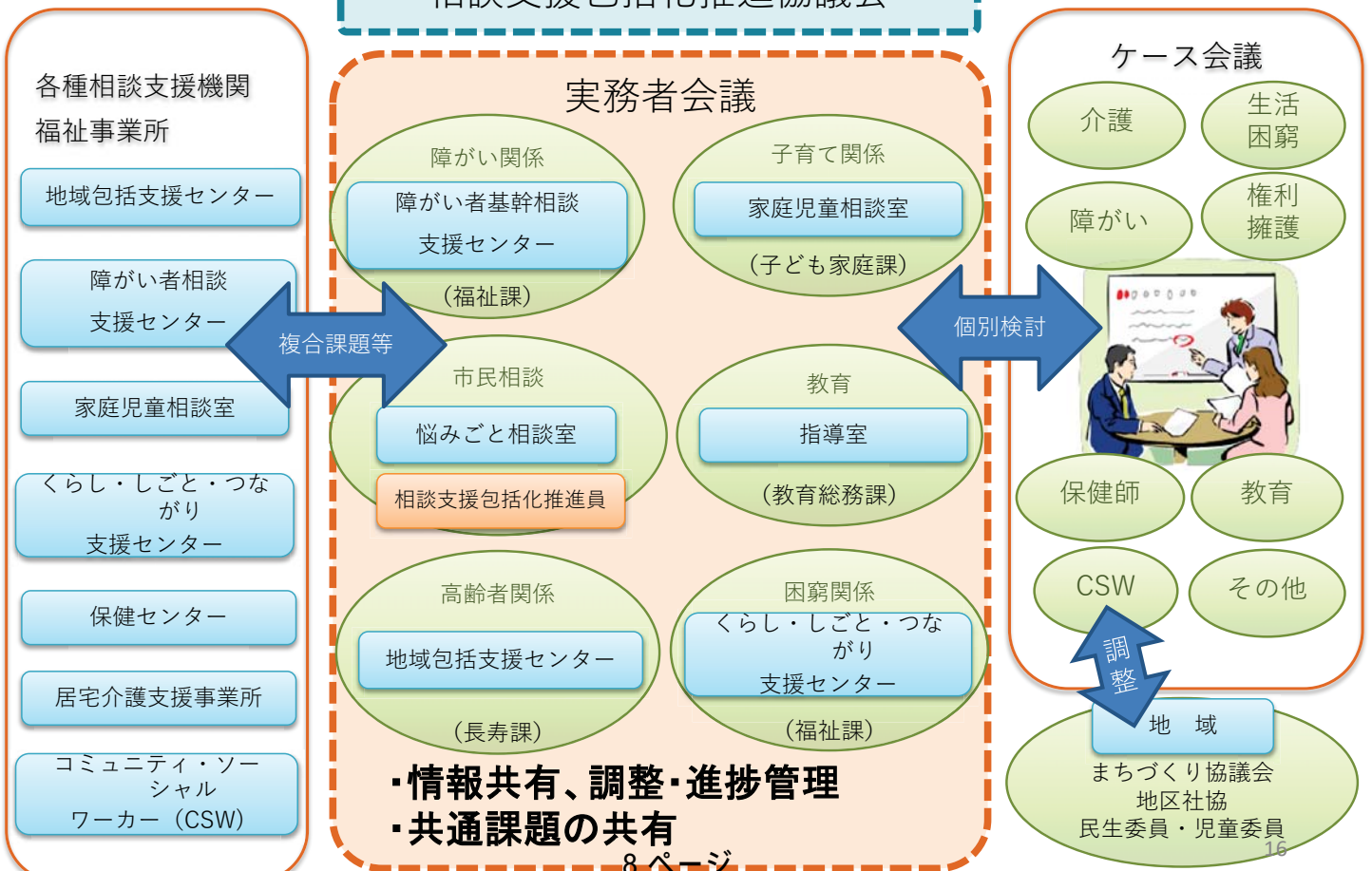


課題への対応 【多機関協働相談支援包括化推進事業】

【事業推進体制】

相談支援包括化推進協議会

実務者会議



相談支援包括化推進員会議

(1) 概要

- 【出席者】 事務局（悩みごと相談室職員）、相談支援包括化推進員
- 【頻度】 週1回（原則、毎週木曜日）
- 【内容】 ①管理ケースの情報共有、進捗管理、支援方針の検討
②包括的支援体制構築に向けた検討
③相談支援包括化推進協議会・実務者会議の運営検討



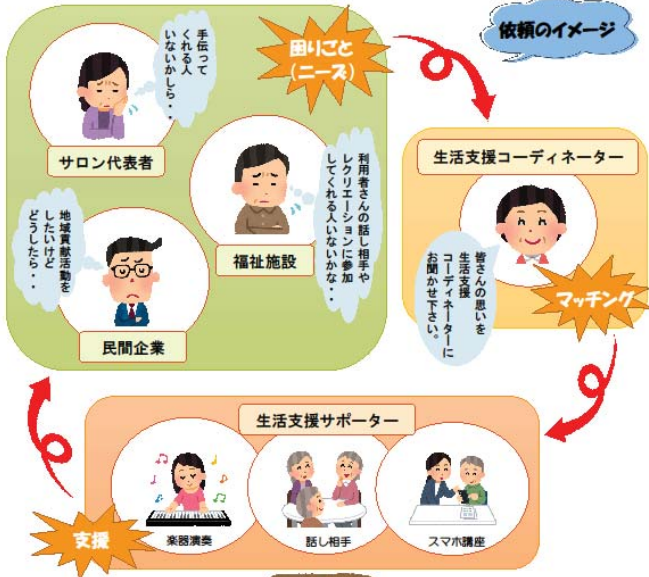
(2) 会議の開催

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
推進協議会	2回	1回	2回
実務者会議	2回	3回	3回
担当者会議	相談支援包括化推進員会議 37回	相談支援包括化推進員会議 42回	相談支援包括化推進員会議 45回
(3) 相談対応件数	個別ケース会議 21	個別ケース会議 18回	個別ケース会議 16回

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
相談世帯	16世帯	18世帯	13世帯	《困難ケースの主な課題》 障がい、子育て、不登校、認知症、経済的困窮、ひきこもり、家族不仲、ご近所トラブル 17
個人が複数課題を抱えている	4世帯	8世帯	2世帯	
世帯内に課題を抱えた者が複数いる	12世帯	10世帯	11世帯	



地域で暮らす方々のニーズと生活支援サポーター等のマッチングを行い、生活支援の充実を目指します。サポーターの皆さんが活動する上で、何かお困りごとがあれば、一人で抱え込まず、生活支援コーディネーターにご相談ください！



生活支援コーディネーターの主な活動内容

- 関係者のネットワークづくり**
自治体や社会福祉法人、NPO、老人クラブや地域組織、地域の企業などのネットワークづくりを進めます。
- 生活支援ニーズ(困りごと)の把握**
地域の方の困りごとや「あったらいいな」というサービスを把握します。
- 居場所づくり**
歩いて行ける場所に居場所を作ります。
- 暮らしやすい地域を作っていくために、地域の皆さんの活動や困りごとを把握していきます。**
- 地域にあるサービスなどの把握・活性化**
介護保険制度のほかに地域の方が利用できる有料サービスなどを把握します。また今ある活動を周知したり、活用したりします。
- 担い手(生活支援サポーター)の発掘と養成**
元気な高齢者やボランティア活動をしたい方などに活躍の場を紹介します。

お問い合わせ
長久手市役所 長寿課 地域支援係 藤井・原田・西村 ☎ 0561-56-0639
長久手市社会福祉協議会 児玉 ☎ 0561-62-4700

包括的な相談支援体制の構築（個人から世帯支援）

背景・課題

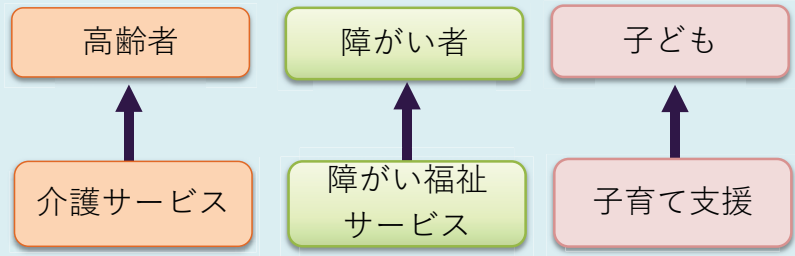
①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を抱える世帯に対する多分野による対応等に課題。

②少子高齢化による人口減少

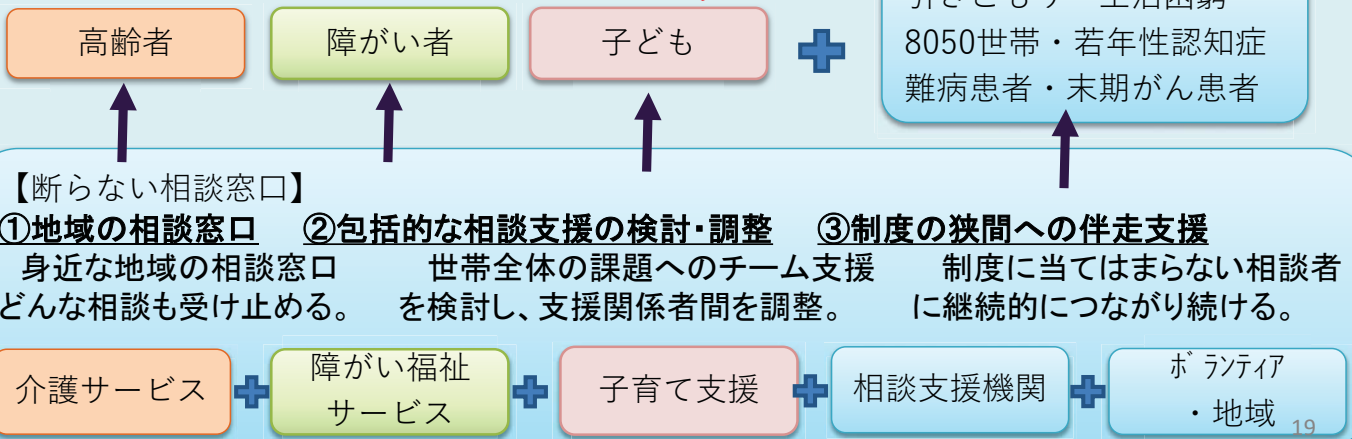
地域の実情に応じた柔軟な相談支援体制整備、人材確保が必要。

（制度ごとの支援【縦割り】）



包
統
効
括
合
率
化
化

包括的な相談支援体制



【断らない相談窓口】

①地域の相談窓口

身近な地域の相談窓口
どんな相談も受け止める。

②包括的な相談支援の検討・調整

世帯全体の課題へのチーム支援
を検討し、支援関係者間を調整。

③制度の狭間への伴走支援

制度に当てはまらない相談者
に継続的につながり続ける。

R3年度から重層的支援体制整備事業実施に向けた庁内調整

モデル事業実施における課題

- ・現状の相談支援において、制度ごとの支援では制度の狭間が生じている。
- ・縦割りはなくなる…
- ・個別支援から地域づくりを一体的に実施するには。
- ・多機関協働で取り上げるケースとは…

実施にむけた庁内・関係機関との協議

- R2年4月～ 悩みごと相談室・長寿課・福祉課 担当者協議
- 7月 部課長へのレク、組織体制についての協議、まちづくり等所管課との協議
- 8月 関係課への説明及びヒアリング等
- 9月 予算編成について協議
- 10月 厚労省担当者による同事業の説明会（関係部課長対象）
相談支援包括化推進協議会説明
各相談支援機関、担当課へのヒアリング
- 11月 相談支援包括化推進協議会実務者会議で説明
- R3年3月 民生委員児童員協議会・地区社協等で説明
- 4月 庁内政策調整会議（部長級）説明、課長級との意見交換会

協議を進める中で出た課題・問題点 など

- 各相談支援機関における、年齢・属性を問わない「断らない相談」に向けての理解、周知
- 地域力強化推進事業と多機関協働相談支援包括化推進事業を統合させ、新事業へ展開するために必要な組織体制
- 「多様な関係者によるプラットフォーム」まちづくり協議会、地区社協など、住民同士が出会い、話し合うことが出来る場づくりとその役割などの整理
- 地域力強化推進事業と生活支援体制整備事業との整理
- 個別支援から地域づくりを一体的に行うCSWの役割の整理
- 地域共生担当とCSWの連携強化

重層的支援体制整備に向けた関係機関へのヒアリング

まとめ①【福祉総合相談の実施】

- 新規の相談については、朝礼、終礼で、困難事例については、ケース会議などで組織として情報を共有、対応方針を確認。（個人で判断しない）
- 相談を受けて他の機関へつなぐのに困る困難なケースは少ない。
- 情報共有、連携するための取り組み、仕組みが出来てきている分野も多い。

まとめ②【多機関協働（実務者会議）の役割】

- 支援する中で、既存の制度、社会資源で対応しきれないケースについては、ある程度相談を受けた機関が対応している。（対応の“のりしろ”が必要）
- CSW、相談支援包括化推進員の役割の周知不足。（ひとつの相談支援機関での対応が困難なケースの支援、相談者への伴走など）
- 分野の異なる支援機関同士がケースの相談、情報の共有をできる場が必要。（実務者会議の活用）

- ・ 特別に総合相談に向けた体制づくりは必要ない。（仕様書、要綱などの見直しは必要。）
- ・ 普段、つながりのない分野、機関との連携が必要となった場合のつながり方は改善が必要。

- ・ 実務者会議を分野を超えた困難ケースの支援方針の検討、意見交換の場として活用。
- ・ 検討事例を検証することで、新たな支援制度、仕組みの提言。

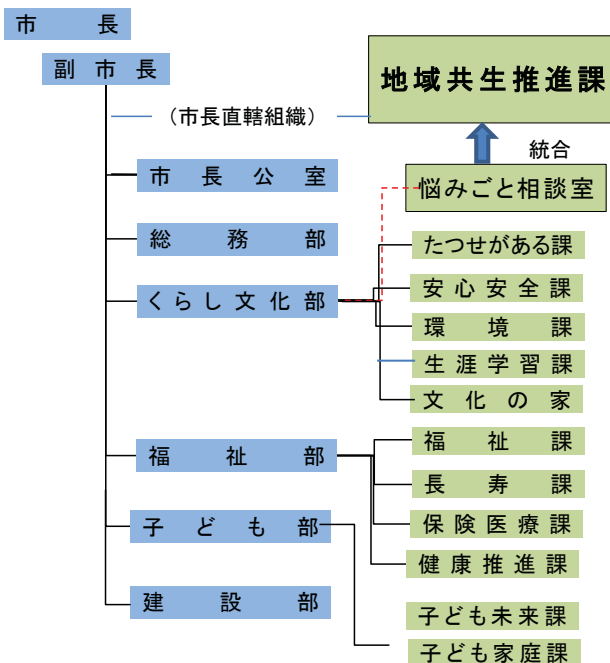
21

令和3年度 重層的支援体制整備事業実施に向けた新体制

重層的支援体制整備事業に取り組む意義

本中が目指す、『一人ひとりに役割と居場所があり、幸福度の高いまち』の実現のため、市民の困りごとを身近な地域で受け止め、地域の課題は地域で解決できる仕組みを作り、誰もが安心して暮らせるまちをつくる

➤ R3～ 新体制による事業実施へ



【市長直轄組織 地域共生推進課】の設置 悩みごと相談室の機能と地域福祉を統合

- ◆ 市民の生活全般にわたる課題を解決するための「相談窓口」
多重債務・消費生活・交通事故・相続など
- ◆ 重層的支援体制整備事業 地域共生担当
- ◆ 地域福祉

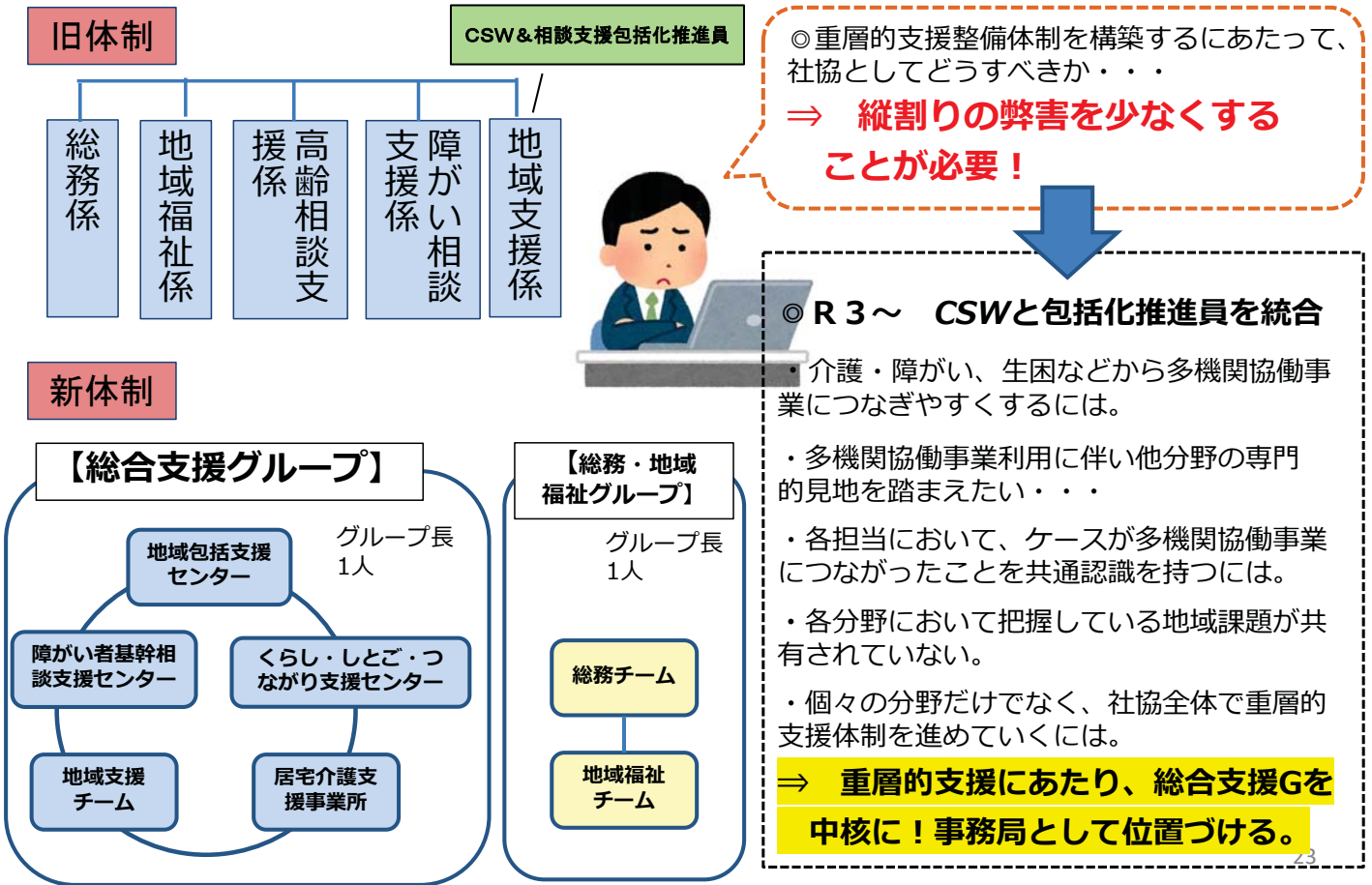
【職員体制】

課長(次長級)	1
主幹(課長級)	3
課長補佐	1
地域共生係	3

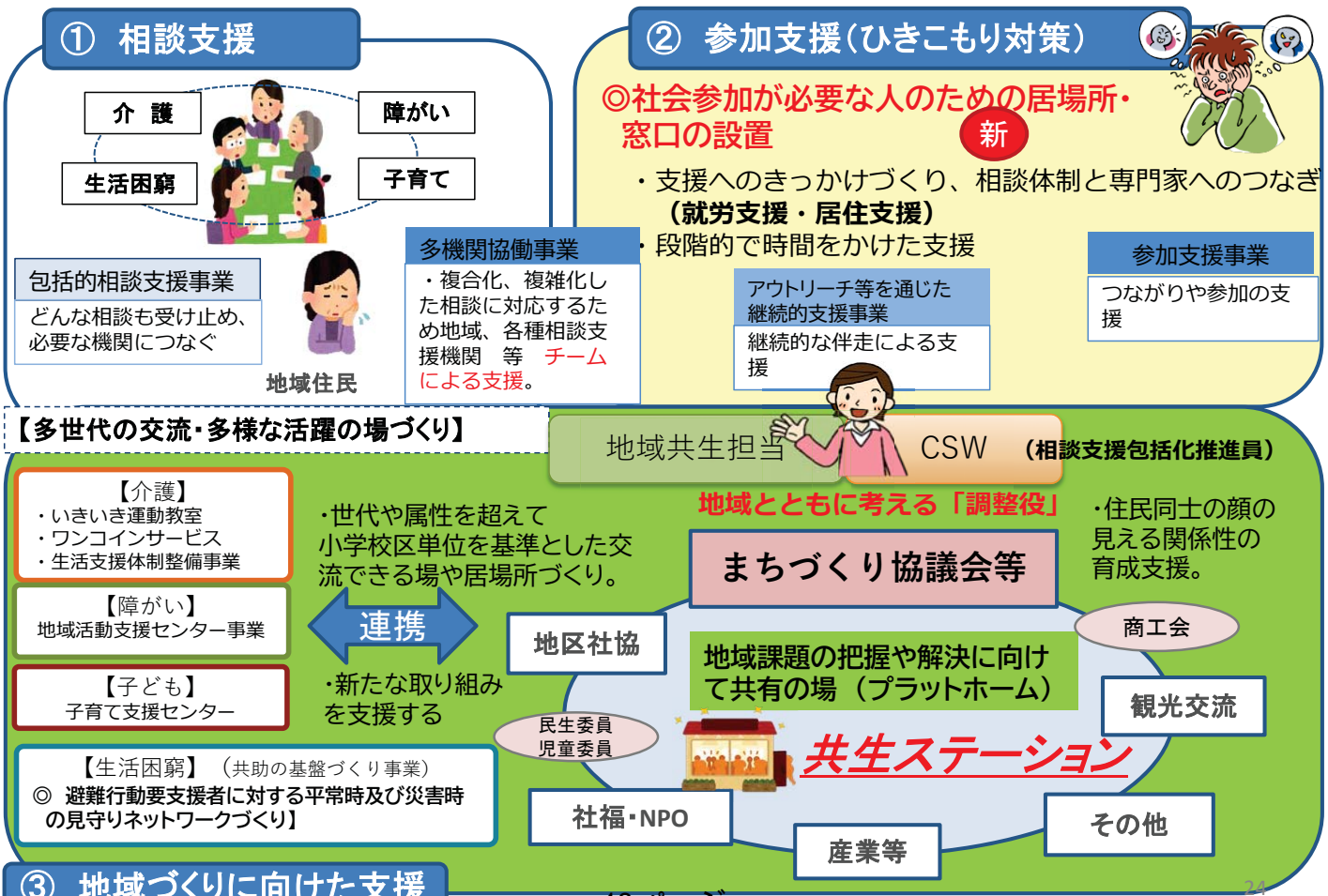
◎ 縦割りの弊害を少なくするため、部の垣根をなくし、市長直轄組織として「重層的支援体制整備事業」を所管

◎ 小学校区単位のまちづくりのため、各小学校区ごとに地域共生担当職員 4 人を配置

➤ R3～ 社会福祉協議会においても新体制による事業実施へ



長久手市重層的支援体制整備事業イメージ図



③ 地域づくりに向けた支援

【事業の4本柱】

①福祉総合相談(断らない相談)

各相談支援機関において「(仮称)福祉総合相談窓口」とし、年代、分野を問わない総合相談を実施します。また、CSWは、アウトリーチや市民に身近な場所で様々な相談を受け、適切な相談支援機関につなげます。

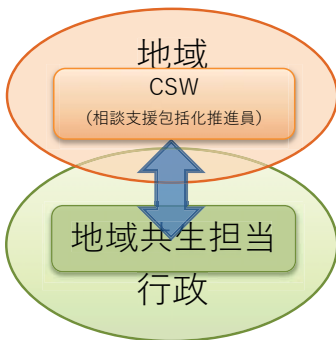
②多機関協働の中核(支援者の支援)

複合多岐にわたる課題には、CSW(相談支援包括化推進員)が中心となって、関係機関の連携を図ります。

③狭間のニーズ対応・伴走型支援

ひきこもりなどの制度の狭間のニーズに対応するため、相談がなくても気軽に立ち寄れる居場所を設け、就労支援等の専門相談につなげるきっかけづくりの場とします。

また、長く社会とのつながりが途切れている方に対して、CSWが時間をかけた支援に取り組みます。



④地域支援(地域と行政のパイプ役)

地域共生ステーションを中心にCSWと地域共生担当が

市民主体の" つながりづくり"、"場づくり"を支援します。

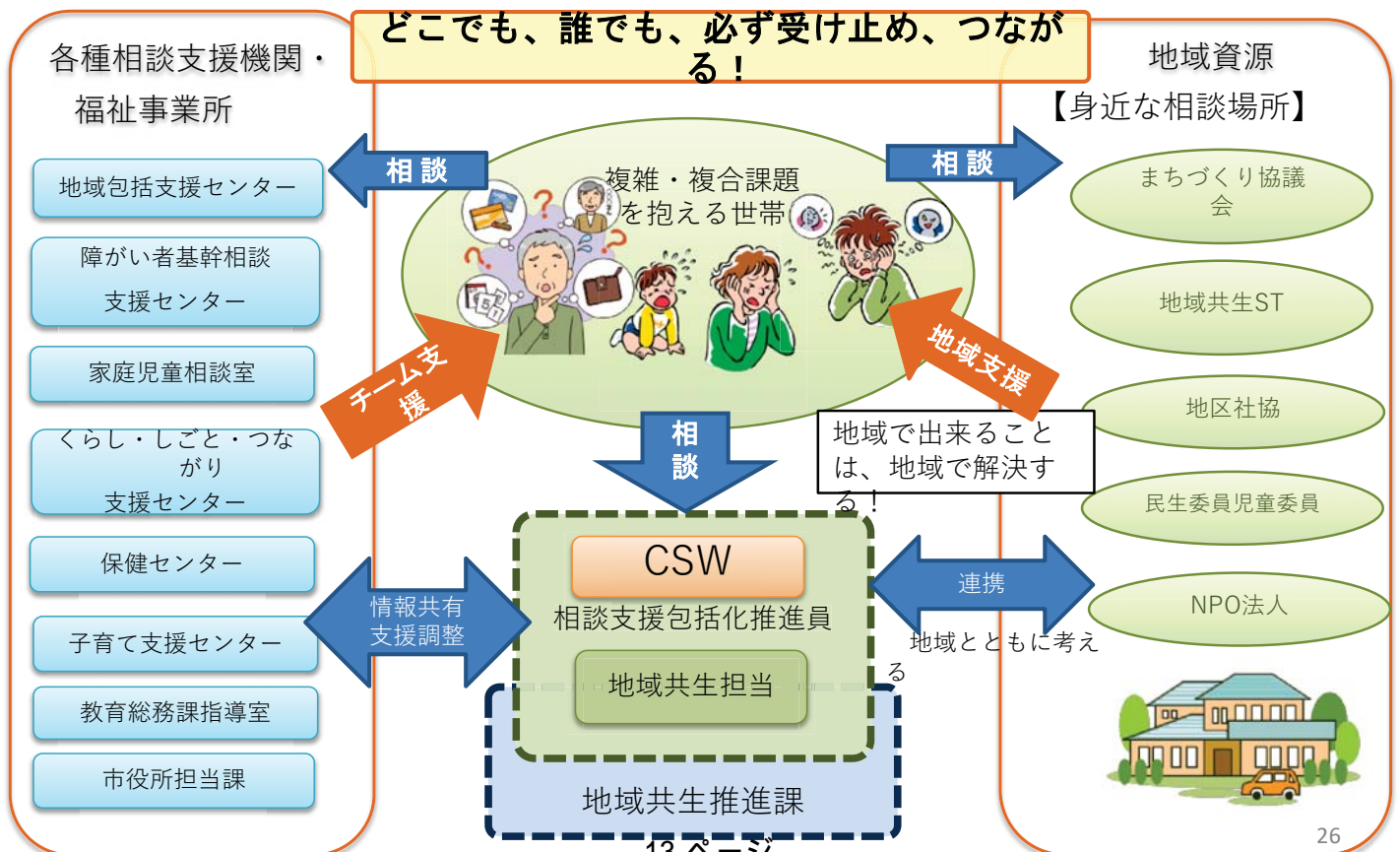
支援開始時点の関係機関(重複あり)	
高齢・介護	62.5%
障がい	31.3%
子ども・子育て	12.5%
保健医療	56.3%
地域・社協	37.5%

25

25

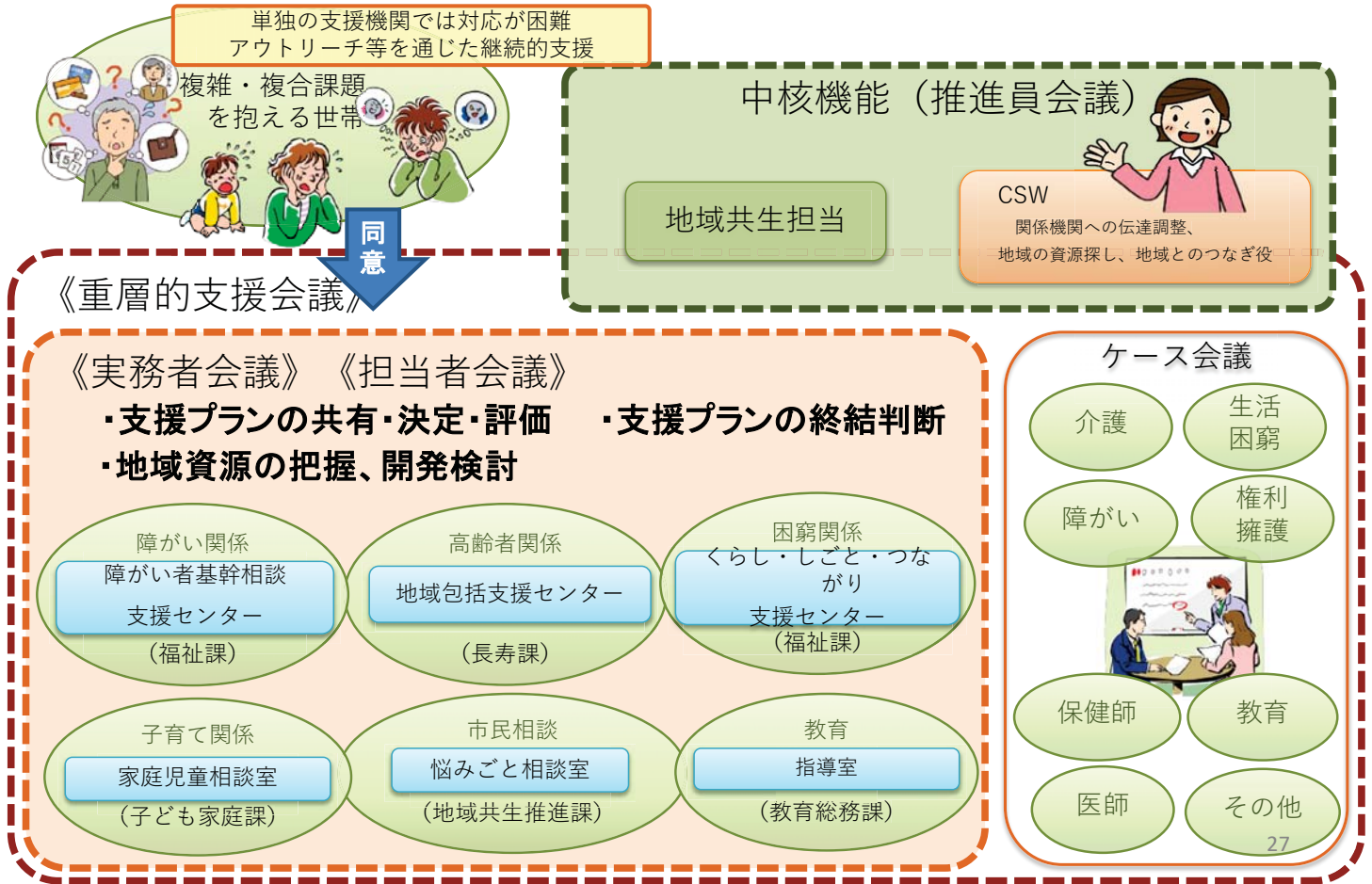
「包括的相談支援事業」

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め。(相談支援機関等における福祉総合相談の実施。)
- ・地域、各種相談支援機関、行政の情報共有、チームによる支援。



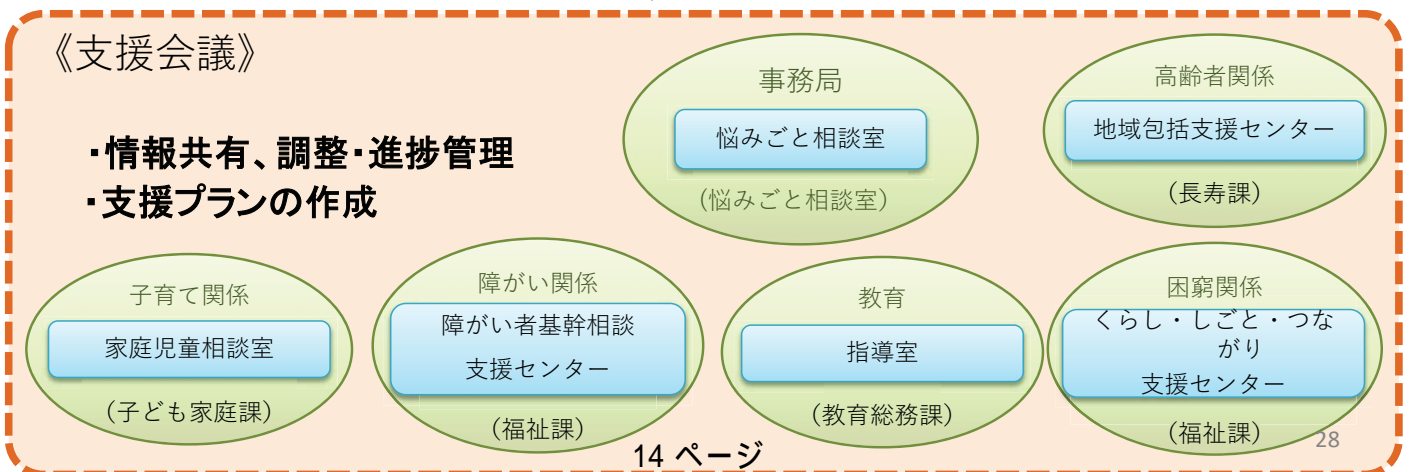
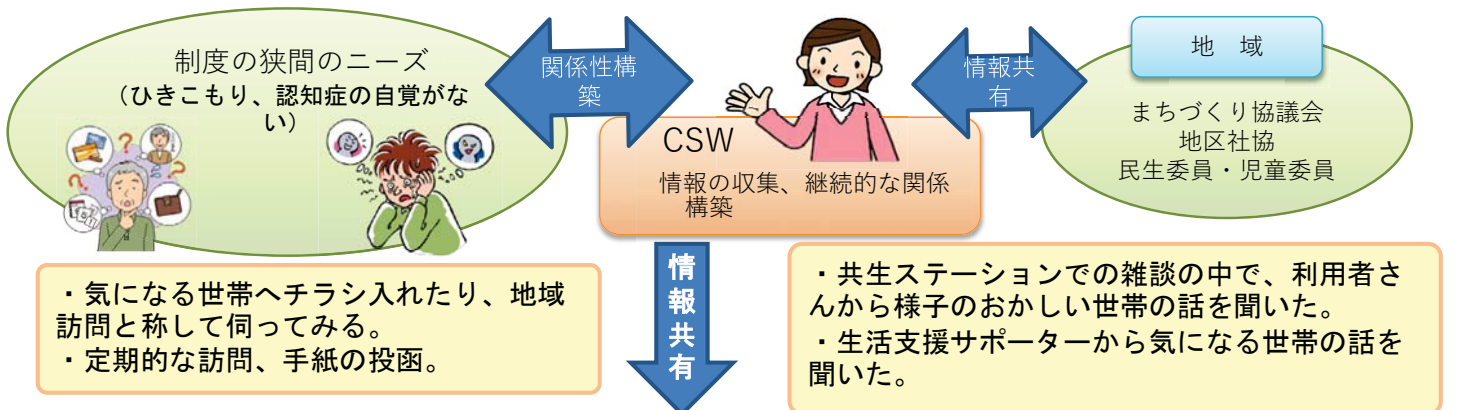
「多機関協働事業」

- ・ 複雑・複合的課題を抱える世帯への支援における **役割分担・支援方針の整理**。



「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」

- ・ 切れ目のない支援のために関係機関による **情報の継続性**の確保。
- ・ 長期的な寄り添いによる自ら支援につながる人が関係性の構築。



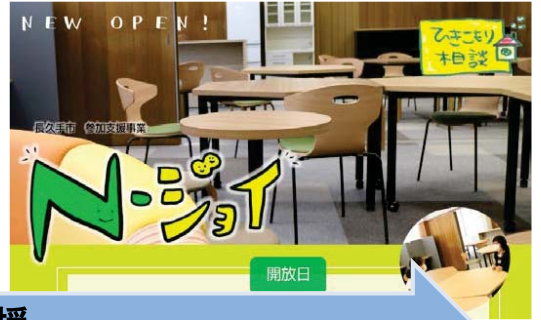
「参加支援事業」

・伴走型支援により信頼関係を構築、本人のニーズを丁寧にアセスメントした上で社会とのつながりを支援。



◎社会参加が必要な人のための居場所・窓口の設置

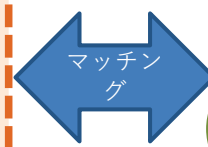
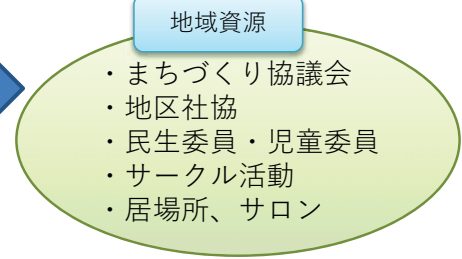
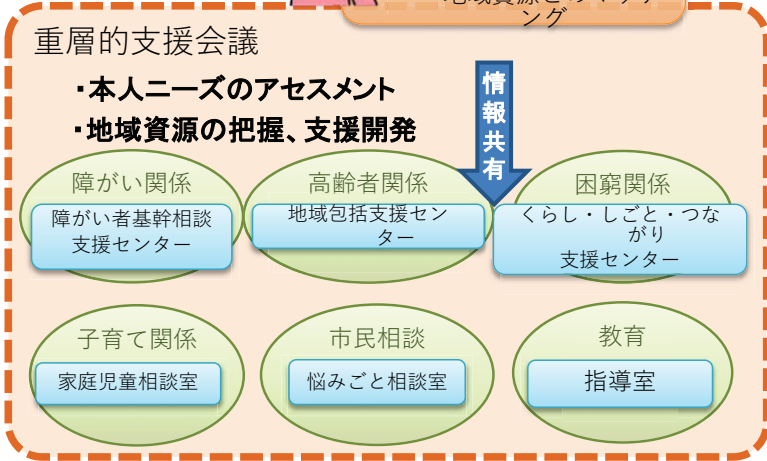
CSWが常駐し、相談を受け止め、必要に応じて制度につなぐ



CSW
【主な役割】本人の意向確認、地域資源とのマッチング

伴走型支援

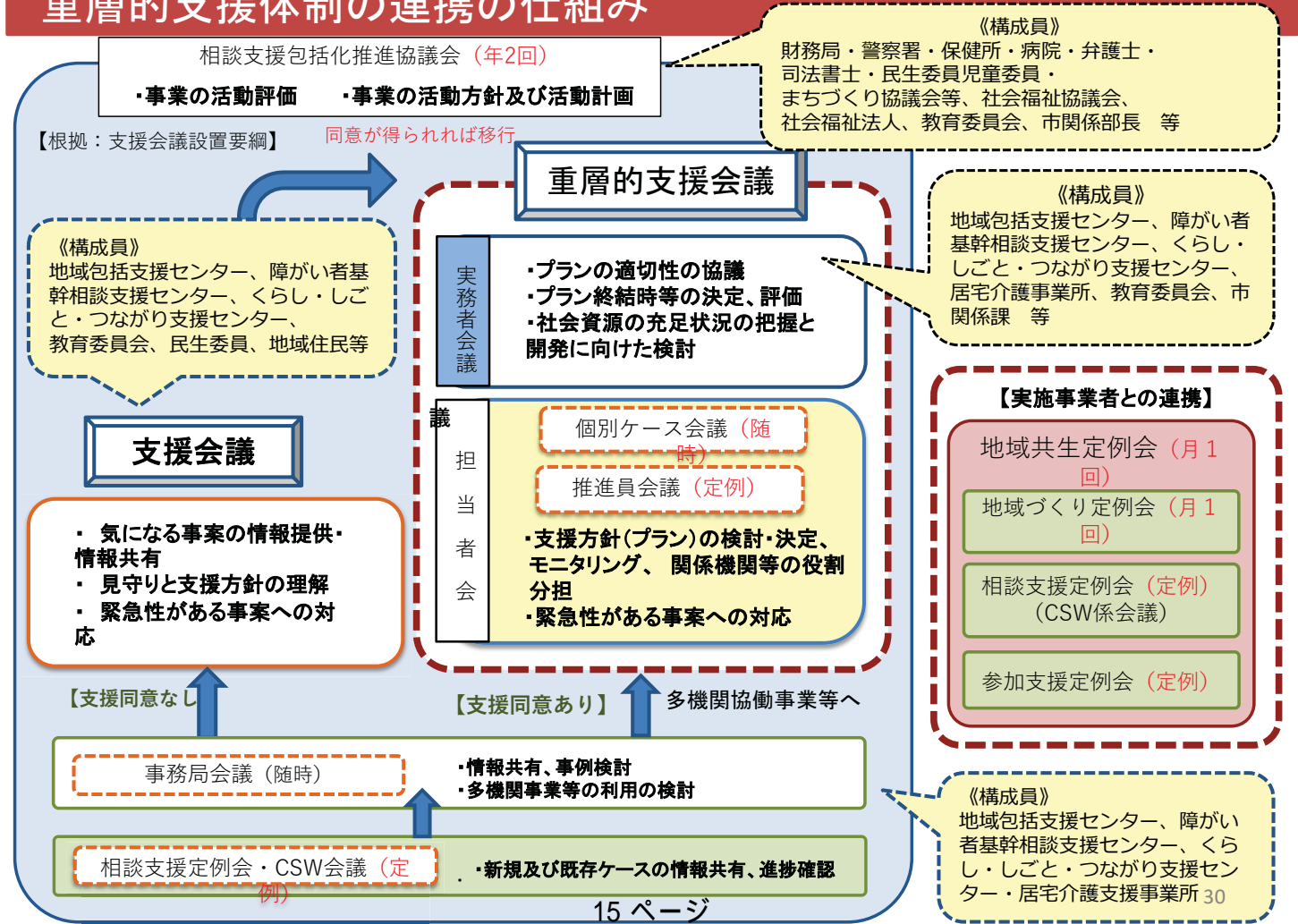
定期的な訪問・必要に応じた見守り、フォロー



就労支援等

居住支援

重層的支援体制の連携の仕組み



重層的支援体制整備事業にかかる今後の展望

○ 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」

- ◆ 小学校区という、市民に身近なエリアで、市民からの困りごとを受け止め、適切な支援に結びつける。
- ◆ 制度の狭間の問題や、複合化・複雑化した相談に対し、各相談支援機関とともにチームで支援を行うため、重層的支援会議等の実施など、相談支援の中核となるよう調整を行う。
- ◆ 地域の困りごとは、地域で解決できるようまちづくり協議会等に働きかけ、共に考える。
- ◆ 感度の高い地域づくりのために、人材の発掘や育成を行う。
- ◆ 福祉分野に限らず、他分野と協働できる体制を検討し、様々な社会資源や人を結びつけるコーディネートをする。
- ◆ 市全体で「断らない包括的な伴走体制」を構築する。
- ◆ 重層的支援整備体制実施計画を策定する。

31

課題への対応～市民主体のまちづくり～



長久手市長から市役所職員へのことば

ご清聴ありがとうございました。